

○農林水産省告示第九百四十号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）第二条及び第四条の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を次のように定める。

令和四年五月三十一日

農林水産大臣 金子原二郎

一 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品は、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表第〇三〇七・八三号、第〇三〇七・八七号、第〇三〇八・一二号、第〇三〇八・一九号、第〇五〇八・〇〇号、第〇五一・九一号、第一六〇五・五七号及び第一六〇五・六一号の品名欄に掲げるもの（規則第一条各号に掲げる水産動植物に係るものであって、当該水産動植物のうちいずれかの含有量が全重量の五〇％以上のものに限り、副産物又は残さを主たる原材料とするものを除く。）とする。

二 規則第四条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品は、大蔵省告示の輸入統計品目表第〇三〇二・

九九号の二の（一）、第〇三〇三・五三号、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五九号、第〇三〇三・八九号、第〇三〇三・九九号の二の（一）、第〇三〇四・四九号、第〇三〇四・五九号、第〇三〇四・八九号、第〇三〇四・九九号、第〇三〇五・三九号、第〇三〇五・五四号、第〇三〇五・五九号、第〇三〇五・六九号、第〇三〇五・七九号の二の（二）及び（三）、第〇三〇七・四三号、第〇三〇七・四九号、第
一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号並びに第一六〇五・五四号の品名欄に掲げるもの（規則第三条各号に掲げる水産動植物に係るものに限り、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭ひれを主たる原材料とするものを除く。）とする。

附則

この告示は、規則の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。